

第 37 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 26 年 12 月 15 日（月）13：30～15:45

2. 開催場所

ユニックスビル 8 回第 1 会議室

3. 出席者

【評議員】 五十畑評議員、太田評議員、吉川評議員、児玉評議員、菅井評議員、
中尾評議員、藤原評議員（議長）、渡邊武評議員、渡邊泰夫評議員
（五十音順）

4. 議 題

- (1) 平成 26 年度上期福島支部の事業報告について
- (2) 平成 27 年度福島支部事業計画（骨子案）・特別計上予算（案）について
- (3) 平成 27 年度都道府県単位保険料率について
- (4) 全国健康保険協会全国大会について
- (5) 第 59 回及び第 60 回運営委員会の報告について
- (6) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 9 名が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【新任評議員挨拶】

中尾評議員、渡邊武評議員

（平成 26 年 11 月 1 日より新たに福島支部評議会評議員に就任）

【副議長の選任】

吉川評議員が副議長に選出され、満場一致で承認された。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 平成 26 年度上期福島支部の事業報告について

評 議 員 レセプトにおいて効果額に計上されるのは、資格喪失後受診の他にどんな事由があるのでしょうか。医療機関側の請求の誤りということもあるのでしょうか。

事 務 局 資格点検効果額においては、資格喪失後受診の占める割合が大きいです。その他として多いのが、医療機関側が自主的に請求誤りによるレセプトの返戻を求めた事由のものです。協会けんぽが記号番号など事務的な誤りを確認して返戻するものもあります。

外傷点検において多い事例は、交通事故で保険証を使用して治療を受けた場合に、協会けんぽが治療を受けた方から損害賠償請求権を取得して加害者に求償するというものです。

内容点検の一部は外部業者に委託しています。内容を精査して、支払基金に再審査を求めるために返戻をします。再審査の結果、査定されれば協会けんぽの効果となります。逆に、医療機関側が査定に納得できず再審査申出をしたために内容が復活した場合は、協会けんぽにとって効果額がマイナスになります。

原発事故避難地域にいた加入者については自己負担がないため「災害レセ」という名称でレセプト請求されますが、誤って免除対象以外の者について災害レセで請求されることもあります。

評 議 員 レセプト点検事業は、資格点検だけで 3 億円近い額になるので効果が大きいと思われれます。

ジェネリック医薬品軽減額の通知条件で、軽減可能額基準は「医科レセプト 600 円以上」「調剤レセプト 150 円以上」となっています。特別に薬代が高い人のみが通知の送付対象者になっている訳ではないということでしょうか。

- 事務局 そのとおりです。
- 議長 資料 1-2「平成 26 年度上期 福島支部の事業報告」12 頁のグラフと、資料 1-4 ジェネリック軽減額通知について」5 頁のグラフでは、ジェネリック医薬品の使用割合が異なっています。
- 事務局 ジェネリック医薬品使用割合の目標基準には、旧指標と新指標があります。新指標は、「後発医薬品のある先発医薬品の数量」に基づいて算出します。資料 1-2 のグラフでは、経過が確認できるよう旧指標を用いています。
- 議長 ジェネリック医薬品の使用割合は数量ベースで報告されていますが、金額ベースでの使用割合も把握していますか。
- 事務局 金額ベースでも把握していますが、比較が容易となるように数量ベースで報告しています。

(2) 平成 27 年度福島支部事業計画（骨子案）・特別計上予算（案）について

- 評議員 特定保健指導の実施率が課題となっていますが、生活習慣病予防健診の受診と対象者の特定保健指導をセットで実施してもらうような意識づけが必要ではないでしょうか。協会けんぽでは、対象者が特定保健指導を実施するために生活習慣病予防健診の受診費用を助成しているのだというのを強く訴えるべきではないでしょうか。
- 事務局 特定保健指導の実施率については、事業所に対して電話や事業所訪問でアプローチをしていますが、難しい状況にあります。皆様からご意見をいただければありがたく存じます。
- 評議員 少人数規模の事業所こそ、特定保健指導の実施が必要と思われます。健診実施後の特定保健指導の実施の確約について、誓約書などを予め受け取ることはできないでしょうか。
- 事務局 実際に誓約書の提出を求めることはできませんが、各種保健事業をより円滑に実施できるよう、データヘルス計画はインセンティブの付与も視野に入れて策定しています。

評 議 員 若い世代への健康教育が重要と思われます。現在小学生を対象に実施している健康教室を拡充する予定はあるのでしょうか？

事 務 局 健康教室は、今年度は 4 校実施しました。来年度は 6 校での実施を計画しています。

議 長 医療審議会などの会合において、保険者として協会けんぽの意見発信が必要ではないでしょうか。

事 務 局 福島県医療審議会は、支部長がメンバーとなっています。その他にも、「福島県保険者協議会」や「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」を始めとして、各種の会合について、協会けんぽがイニシアティブをとれるよう積極的に参加しています。

議 長 「本部のパイロット事業に応募中」と説明があった事業については、本部から予算措置があるのでしょうか。

事 務 局 保険者機能強化の取組みとして有効と思われる事業を各支部が「パイロット事業」として本部へ応募し、本部が全国展開にふさわしい事業として承認すれば予算措置されるという仕組みになっています。承認されなかった事業を実施する場合は、支部で費用を負担することになる。

平成 27 年度に福島支部で実施を計画している「その他保健事業」「医療費適正化対策」「支部独自のサービス向上のための取組み」「受診勧奨」「データヘルス計画」の事業は、本部から示された予算枠を超えています。各支部から本部に提出された事業計画は、現在本部にて内容が精査されていて、全ての事業計画が承認されるかは不明です。本部の予算枠を超えた分は支部保険料率の計算過程で計上されることになっているため、計算の結果、保険料率が変動する可能性もあります。

評 議 員 薬剤師会と連携した事業を計画しているようですが、医師会との連携は可能でしょうか。

事 務 局 例えばジェネリック医薬品の使用促進など、使用に積極的な医師はいるものの、医師会は全面的に賛同している訳ではありません。ジェネリック医薬品の使用促進に限らず、保健事業全般において医師会との連携を

図りながら事業にあたりたいという考えはあります。

評 議 員 事業の実施にあたり、協会けんぽでは他保険者と連携はとっているのでしょうか。

事 務 局 「保険者協議会」や「国保運営協議会」などの会合に出席し、事業の連携などについて意見を交わしています。

(3) 平成 27 年度都道府県単位保険料率について

評 議 員 福島支部の事業所数、被保険者数の伸び率に対して、平均標準報酬月額
の伸び率は低いと思われます。

事 務 局 被保険者の標準報酬月額の伸びが少なく収入が伸びない一方で、保険給
付費などの支出は増加しています。平成 25 年度決算においても、黒字幅
は減少しています。本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、協会けんぽ
としての支出は間違いなく増えていくと予想されます。

(4) 全国健康保険協会全国大会について

評 議 員 全国大会開催後に国会議員要請行動を実施したとのことですが、その結
果はどうだったのでしょうか。

事 務 局 福島県選出の国会議員にいわゆる「厚生族」の有力な議員はいませんが、
政権与党である自由民主党の議員に対して要請行動を実施しました。

(5) 第 59 回及び第 60 回運営委員会の報告について

特に意見なし

(6) その他

特になし